

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
当たる翌日)

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号列記以外の部分中「から第四号まで」を「、第三号」に、「第七号」を「第六号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

目 次

◆規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

◆告 示 昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号の一部改正

結核予防法による指定医療機関の指定

結核予防法による医療機関の辞退

昭和四十七年八月鳥取県告示第五百六十七号の廃止

定例教育委員会の招集

◆正 誤 昭和四十七年九月鳥取県告示第六百三号中訂正

告 示

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県告示第六百七十三号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年十月一日から施行する。

昭和四十七年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

六四人	一一〇人
境港市	倉吉市

に改める。

鳥取市	二〇七人
鳥取市	二一一人

鳥取市	二一一人
境港市	倉吉市

境港市	六九人
境港市	倉吉市

鳥取県告示第六百七十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十七年八月三十一日	米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市富士見町 二丁目七一一

鳥取県告示第六百七十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十七年九月一日	米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市博労町 三丁目八〇一

域の指定について）は、昭和四十七年九月十五日限り廃止する。

昭和四十七年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六百七十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年九月十六日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日 時 昭和四十七年九月二十一日 午前十一時十五分
二 場 所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議 題 (1) 県立博物館の管理運営に関する規則について
(2) その他

正 誤

昭和四十七年九月鳥取県告示第六百三号（過疎地域対策緊急措置法による町道の改築について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貞 段 正

昭和四十七年

九二日月 昭和四十七年

九月二日 昭和四十七年

鳥取県告示第六百六十八号

昭和四十七年八月鳥取県告示第五百六十七号（鶏等の移入を禁止する区

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町 丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】